



今年5月に行われた納税キャンペーンの様子

（一面から続く）  
◎口座振替をご利用ください

「仕事が忙しくて、なかなか銀行の窓口に行けない」「つい、うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」ということがあると思いますが、市税などの未納が累積してしまつたことで、未納額が高額となり、ますます納付が困難となる場合があります。

口座振替にすると、金融機関などへ支払いに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れ

ることがないため、延滞金がかからないなどのメリットがあります。これから納期が到来する市税などの納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替は次の方法で申し込みができます（ただし、申し込みから振り替え開始まで1カ月程度かかりますので、

ご了承ください）。

①各税などの納税通知書に同封した複写式の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・通帳印を押印の上、3辺をのり付けして、ポストに投函してください。

②市内の金融機関の窓口では、①とは別の申込用紙を配布しています（通帳と通帳印を持参してください）。

※①の口座振替依頼書の郵送を希望する方は、納税課 ☎470・7729へご連絡ください。

◎市税などの納付に困つたら必ず「相談」

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのまま放置せず、早急に納税課（市役所2階）にご相談ください。詳しい事情をお聞きし、特別な方法として分割納付な

どの相談に応じることもできません。

①「注意」納付も相談もない場合には、市税などに対して納付の意志がないと判断し、勤務先などへの調査を進め、差し押さえなどの滞納処分を執行します。



◎夜間・休日納税相談窓口を開設します

平日に市役所や金融機関に行くのが困難な方や、事情があり納期限内での納付が困難な方を対象に、夜間・休日納税相談窓口を開設します。

【日時】夜間窓口 10月25日（木）、午後8時まで  
休日窓口 10月27日（土）、28日（日）、いずれも午前9時～午後4時  
【会場】納税課（市役所2階）  
【内容】①納税相談 ②納付受け付け

①「注意」相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。課税・納税証明書の発行や課税の相談はできません。また、介護保険料・保育園保育料・学童保育料は、納付書や督促状など、賦課された内容が分かるものを持参していただければ領収します。

◎市税などの納付に協力

10月31日（水）は、市民税・都民税第3期、国民健康保険第4期、後期高齢者医療保険料第4期の納期限です。最新の金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

### 「24年度事務事業見直しのための仕分け」を実施します

10月14日（日）午前9時45分～午後5時  
市役所7階701・703会議室で

市民の視点で事務事業の見直しの方向性などを検証するため、「24年度事務事業見直しのための仕分け」を公開で実施します。

現在、市が公募した「事務事業見直しのための仕分け市民会議」の市民委員が仕分けの準備を進めています。

市が実施する事務事業（具体的なサービスなど）の中から仕分け対象事業を選定し、10人の市民委員が評価します。ぜひご来場ください。

【日時】10月14日（日）午前9時45分～午後5時  
【会場】市役所7階701・703会議室  
※仕分け対象事業・タイムスケジュールなどは、市ホームページで公表します。詳しくは企画調整課行財政改革担当 ☎470・7702へ。

### 施策評価表を公表します

市では、市民の視点に立った成果重視の行政運営を実現するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、14年度から行政評価制度に取り組みんでいます。その一環として、

市の長期総合計画「自然つながり活力あるまち、東久留米」を実現するため、5つの政策の下に体系付けをした15施策について「施策評価」を実施しています。

このたび、24年度施策評価表（23年度振り返り）がまとまりましたので、公表します。

施策評価表は、10月1日（月）から市ホームページ、市政情報コーナー（市役所2階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館でご覧いただけます。

詳しくは企画調整課行財政改革担当 ☎470・7702へ。

### 東村山都市計画生産緑地地区の変更（東久留米市決定）案の縦覧を行います

【縦覧期間】土曜・日曜日を除く10月15日（月）～29日（月）の午前9時～午後5時  
【場所】都市計画課（市役所5階）  
【意見書の提出】都市計画法7782へ。

の規定により、市民および利害関係者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。意見書の提出は、〒2003-8555、市役所都市計画課土地利用計画担当あて郵送（期間中必着、または直接持参してください。詳しくは同担当 ☎470・7782へ。

### ご存じですか 「行政相談週間」

10月15日（月）～21日（日）は「行政相談週間」です。

この週間は、広く国民の皆さんに行政相談（委員）制度を周知し、利用していただくために設けています。

市でも、行政相談委員が、次の通り行政相談所を開設します。国の仕事などについて「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情

の規程により、市民および利害関係者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。意見書の提出は、〒2003-8555、市役所都市計画課土地利用計画担当あて郵送（期間中必着、または直接持参してください。詳しくは同担当 ☎470・7782へ。

や要望を受け付けますので、ご利用ください。

特設行政相談所を開設します

国・都・市などの行政機関やJR・NTTなどの公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人などについて、苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、「行政相談委員」が相談に応じます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は、無料です。

【日時】10月17日（水）午後1時半～4時  
【会場】市役所1階屋内ひろば  
【相談内容】年金、保険、福祉、道路、郵便など  
【行政相談委員】内田國夫氏

電話0570・090110、またはファクス03・5331・1761で、相談を受け付けています。ご利用ください。

【総務省東京行政評価事務所「行政苦情110番」】  
電話0570・090110、またはファクス03・5331・1761で、相談を受け付けています。ご利用ください。

【その他の常設相談所】  
①市の行政相談  
奇数月の第2水曜日午後1時から、生活文化課（市役所2階）で受け付けているほか、行政相談委員（前記参照）は電話での相談も受け付けますので、ご利用ください。

【入場料】無料  
当日直接会場へ。  
詳しくは田無警察署生活安全課防犯係 ☎467・0110（内線2613）、または市防犯防犯係 ☎470・7769へ。

「守ろうよ わたしの好きな街だから」をスローガンに10月11日（木）～20日（土）の10日間、全国一斉に地域安全運動が行われます。

この運動は、地域住民の皆さんと警察、防犯協会、自治体、関係機関などが一体となって「安全で安心な街づくり」を実現するために実施するものです。

今年の運動の統一重点は次の通りです。  
▼子どもと女性の犯罪被害防止  
▼住宅を対象とした侵入

### 全国地域安全運動が始まります

「市民のご協力」を  
開催します

市民の皆さんに地域安全運動の一層のご理解とご協力をいただくため、「市民のつどい」を開催します。

【日時】10月10日（水）午後1時から（正午開場）  
【会場】西東京市保谷こもれびホール（西東京市中町一丁目）

【入場料】無料  
当日直接会場へ。  
詳しくは田無警察署生活安全課防犯係 ☎467・0110（内線2613）、または市防犯防犯係 ☎470・7769へ。

【入場料】無料  
当日直接会場へ。  
詳しくは田無警察署生活安全課防犯係 ☎467・0110（内線2613）、または市防犯防犯係 ☎470・7769へ。

【入場料】無料  
当日直接会場へ。  
詳しくは田無警察署生活安全課防犯係 ☎467・0110（内線2613）、または市防犯防犯係 ☎470・7769へ。

【入場料】無料  
当日直接会場へ。  
詳しくは田無警察署生活安全課防犯係 ☎467・0110（内線2613）、または市防犯防犯係 ☎470・7769へ。